

「高松市自治基本条例を考える市民フォーラム」配布資料

- ・プログラム
- ・説明要旨
- ・事例紹介要旨
- ・資料1～8
- ・太田市まちづくり基本条例

自治基本条例を考える市民フォーラム

～みんなでつくろう 新高松市の道しるべ～

プログラム

13:30	開会（市長あいさつ）
第1部 群馬県太田市の取組事例について	
13:35	講演1 講師：田中 洋史 氏（太田市企画部企画課企画係長）
14:15	講演2 講師：福島 賢之 氏（元太田市まちづくり基本条例検討会委員， 現太田まちづくり市民会議会長）
14:55	（設営変更）
第2部 意見交換会	
15:00	コーディネーター：緒方 俊則 氏 （香川大学大学院地域マネジメント研究科教授） 太田市：福島 賢之 氏 田中 洋史 氏 高松市：大野 繁美 氏（高松市自治基本条例を考える市民委員会委員） 柘植 敏秀 氏（高松市自治基本条例を考える市民委員会委員）
15:50	まとめ（緒方 俊則 氏）
16:00	閉会

高松市「自治基本条例を考える市民フォーラム」

説明要旨（太田市 企画課 田中）

1、自己紹介

2、太田市の紹介

（ 1 ）地勢、沿革

（ 2 ）I S Oのまち、バランスシート、構造改革特区

3、太田市まちづくり基本条例について

（ 1 ）制定の背景と市町村合併

（ 2 ）庁内研究会の設置

（ 3 ）新市のまちづくり基本条例検討会の設置

（ 4 ）基本条例検討会の開催状況

（ 5 ）基本条例素案の提出と庁内調整

（ 6 ）議案提出と制定後の取組

高松市「自治基本条例を考える市民フォーラム」

事例紹介要旨（おおた市民会議 福島）

1、自己紹介

（1）基本条例検討委員に応募した動機

2、初めて取り組む基本条例検討

（1）空転が続いた第1回～第4回までの検討会議

（2）「目から鱗」のニセコ町による条例説明

3、軌道に乗り出した検討会議

（1）小委員会による条例作成までの全体のフロー（日程検討）

（2）参加委員のベクトルを合わせた「基本条例検討に当たっての
これからの課題・背景の考察」

（3）骨組み構築小委員会による「骨格案の作成」

4、効果的だった分科会方式の検討とその進め方

（1）事前に作成した「たたき台の作成」

（2）パソコンとプロジェクターによる効率的な分科会検討

（3）行政による条例案の検証

5、分科会2回/全体検討会のタイミングも良かった

（1）分科会で結論のまとまらない案件を全体討議でさらに検討

（2）全体検討会での相互理解で遊離しなかった1・2分科会

6、まとめ

新市のまちづくり基本条例 庁内研究会・検討会等の経過

日付	協議内容
H16.11.1 第1回庁内研究会	1 会長、副会長の選出について 2 今後の進め方について (仮称)新市のまちづくり基本条例検討会議の設置について ・検討会議委員構成について ・委員募集の詳細(案)について 基本条例(案)について
H16.11.16 ポスター掲示、チラシ配布	ポスター20、チラシ500、行政センター等へ配布
H16.11.17 庁議	委員募集について
H16.11.18 総務企画委員会協議会	委員募集について
H16.12.1 広報掲載	検討会の委員募集について(H16.12.1~12.20)
H16.12.8 第2回庁内研究会	1 新市のまちづくり基本条例検討会について 首長懇談会の結果について 検討会設置要綱(案)について 学識経験者の委嘱について 応募状況について 検討会会議スケジュール(案)について
H16.12.9 学識経験者委員委嘱	関東学園学園大学法学部教授
H16.12.24 公募委員委嘱通知	応募者25名
H17.1.6 第3回庁内研究会	1 第1回新市のまちづくり基本条例検討会について 執行者代表挨拶について 執行者、委員、事務局の自己紹介について 新市のまちづくり基本条例検討会設置要綱(案)について 会長、副会長の選出について 条例の基本的方向性について 会議スケジュール(案)について 2 条例の勉強会について 3 その他 ボランティア保険の加入について
H17.1.13 第1回検討会	1 新市のまちづくり基本条例検討会設置要綱(案)について 2 会長、副会長の選出について 3 条例の基本的検討課題について 4 会議スケジュール(案)について 5 条例の勉強会について
H17.2.7 第2回検討会	1 副会長の選任について 2 検討会の情報公開について 3 条例の基本的検討課題について 4 条例の勉強会について
H17.2.22 第3回検討会	1 条例の勉強会について 講師：北海道二セコ町総務課 参事 片山健也氏
H17.3.11 第4回検討会	条例の基本的検討課題について テーマ1 どんなまちづくりを目指しているか。 テーマ2 基本的原則は何か。 テーマ3 その他(他の論点や条例の骨格案を含む。)
H17.3.22 第5回検討会	検討会の今後の進め方について
H17.3.29 小委員会	基本条例作成までの全体フローについて

H17.4.4 第6回検討会	<ol style="list-style-type: none"> 1 基本条例作成までの全体フローについて 2 基本条例の検討課題について <ol style="list-style-type: none"> 3テーマについて <ul style="list-style-type: none"> テーマ4 議会及び行政、財政運営等について テーマ5 住民投票、市民投票について テーマ6 その他（他の論点や条例の骨格案を含む。） <p>基本条例検討に当たってのこれからの課題・背景の考察について</p>
H17.4.25 第7回検討会	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例の基本的検討課題について <p>基本条例検討に当たってのこれからの課題・背景の考察について</p> <ol style="list-style-type: none"> 4.市民の求める生活環境 5.財政改革と行政組織のあり方 6.市民の行政参画のあり方 テーマについて <ol style="list-style-type: none"> テーマ4 議会及び行政、財政運営等について テーマ5 住民投票、市民投票について テーマ6 その他（他の論点や条例の骨格案を含む）
H17.5.11 第8回検討会	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例の基本的検討課題について <p>基本条例検討に当たってのこれからの課題・背景の考察について</p> <ol style="list-style-type: none"> 5.財政改革と行政組織のあり方 6.市民の行政参画のあり方 7.その他（会長提案の3テーマを含む） 2 条例の骨格形成 <p>各委員の意見交換</p> <p>骨組み構築小委員会について</p>
H17.5.19 骨組み構築小委員会	骨格案の作成
H17.5.23 骨組み構築小委員会	骨格案の作成
H17.5.25 第9回検討会	<p>骨組み構築小委員会の報告について</p> <p>条例の骨格形成について</p> <p>分科会について</p>
H17.6.7 第1分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 分科会の進め方 2 目的
H17.6.9 第2分科会	<ol style="list-style-type: none"> 1 分科会の進め方 2 地域コミュニティ（地域自治活動）
H17.6.14 第1分科会	<p>総則</p> <p>・条例の位置付け</p>
H17.6.16 第2分科会	行政及び議会の役割と責務
H17.6.22 第10回検討会	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長への中間報告のことについて 2 分科会の検討結果について <ol style="list-style-type: none"> 第1分科会 目的 <p style="text-align: center;">総則</p> 第2分科会 地域コミュニティ（地域自治活動） <p style="text-align: center;">行政及び議会の役割と責務</p> 3 分科会検討記録の公開のことについて
H17.6.28 第1分科会	まちづくりの基本原則

H17.6.30 第2分科会	1 行政及び議会の役割と責務 ・議会の役割と責務の検討 2 安全で安心して暮らせるまちづくり
H17.7.5 第1分科会	1 前回の懸案事項（まちづくりの基本原則） 2 情報の共有
H17.7.7 第2分科会	1 前回の懸案事項（危機管理の対策） 2 やさしさと思いやりのあるまちづくり
H17.7.13 第11回検討会	1 分科会の検討結果について 第1分科会 まちづくりの基本原則 第2分科会 行政及び議会の役割と責務 安全で安心して暮らせるまちづくり やさしさと思いやりのあるまちづくり 2 基本条例前文
H17.7.19 第1分科会	1 財政の健全化 2 情報の共有
H17.7.21 第2分科会	1 全体会議の検討事項（危機管理、共生） 2 環境と共生する豊かなまちづくり
H17.7.26 第1分科会	参画と協働の市政運営
H17.7.28 第2分科会	1 連携と交流 2 条例の見直しと検討
H17.8.3 第12回検討会	1 基本条例前文について 2 分科会の検討結果について 第1分科会 情報共有 参画と協働の市政運営 第2分科会 連携と交流 条例の見直しと検討 3 積み残し案件について 4 その他（議事録と分科会メモについて）
H17.8.9 第1分科会	1 参画と協働の市政運営 2 評価
H17.8.11 第2分科会	1 地域コミュニティ（町内会の検討） 2 安全で安心して暮らせるまちづくり（安心安全の環境整備と防犯活動）
H17.8.16 第1分科会	1 評価について再検討 2 住民投票 3 基本原則に対する条項の追加・訂正の検討
H17.8.18 第2分科会	財政
H17.8.24 第13回検討会	1 基本条例前文について 2 分科会の検討結果について 第1分科会 基本原則 参画と協働の市政運営 第2分科会 地域コミュニティ 安全で安心して暮らせるまちづくり 財政
H17.9.7 第14回検討会	1 基本条例前文について 2 持ち越し案件について ・男女共同参画、人権、財政、パブリックコメント
H17.9.14 第15回検討会	1 持ち越し案件について ・財政、条例の見直しと検討、附則

	2 条文の全体的な表現について
H17.9.21 第16回検討会	1 条例の全体的な確認について
H17.10.12 答申 庁内調整	
H17.11.7 庁議に付議	
H17.11.15 総務企画委員会協議会に付議	
H17.11.18 例規等審査委員会に付議	
H17.12.7 12月議会に上程	
H17.12.21 議案可決	
H18.4.1 条例施行	

空転が続いた 1～4 回までの検討会議

（第 1 回会議）

・市長の条例に対する考え

3月28日に1市3町が合併をすることになり、これを契機に、自分たちの街がどのような歩みをすればいいのか、市民は・行政は何をすべきかを考え、すべての上位機関つまり地方自治体の憲法を作ってほしい。

・疑問に感じた会長・副会長人事

会長は太田市の現状を知らない。

東京から通勤しているため、帰りの時間に制限がある。

副会長は女性であること優先・

・条例検討に対しての認識不足の行政サイド

夢のような検討スケジュール、そして提示された検討課題の情報不足。

（新市のまちづくり基本条例検討会・会議スケジュール案）

年月日	日 程
平成 17 年 1 月 13 日	・ 第 1 回会議 （ 条例の基本的方向性等について ）
2 月上旬	・ 第 2 回会議 （ 条例勉強会 ・ 意見交換会 ）
2 月下旬	・ 第 3 回会議 （ 条例の概念の確立 ・ 骨格の形成 ）
3 月上旬	・ 第 4 回会議 （ 条例の骨格の形成 ）
3 月下旬	・ 第 5 回会議 （ 条例内容の検討 ）
4 月上旬	・ 第 6 回会議 （ 条例内容の検討 ）
4 月下旬	・ 第 7 回会議 （ 素案の策定 ）
6 月	* 6 月定例市議会へ上程
7 月	* 条例施行

（条例の基本的検討課題）

* 新市のまちづくり基本条例の考え方

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの原則 ・ 情報の共有・公開 ・ まちづくりの基本的役割 ・ 議会および行政の責務 ・ 市民投票 | <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりの基本理念 ・ 情報共有、情報公開、個人情報の保護、行政手続 ・ 市民の権利と責務、市の責務 ・ 議会の責務、市長の責務、職員の責務、説明責任、委員の公募、財政運営と公表、総合計画等、行政評価、市民からの事前提言 ・ 市民投票 |
|---|--|

(第2回会議)

議事録の作成内容とその公開、検討委員の連絡先公表などの情報公開の是非の論議でほとんどの時間を費やし、本題の論議は時間切れで打ち切り。

* 「基本条例に当たってのこれからの課題・背景の考察」をまとめて提出してあったが、時間がないとのことで紹介だけで終了。

第1回止まり木会議実施

(第3回会議)

- ・ニセコ町片山参事による「ニセコ町まちづくり基本条例の実践から」の講演を拝聴

委員の中で基本条例に対する意識・認識が一気に高まり、議論のグレードが向上した。

- ・各委員の疑念と不満

- ・事務局提案の会議日程に対する疑念

- ・会長のリーダーシップの不満

* 「条例作成全体のフロー(1)」「基本条例の骨格の検討」を案として提出してあったが紹介に終わる。

* 各委員より会議時間の延長の提案があったが、会長の帰着時間の関係で会議は終了。

第2回止まり木会議実施

(第4回会議)

前回の会議後に事務局より会長発信で「どんなまちづくりを目指しているか」「基本原則はなにか」「その他」のテーマで意見用紙の提出依頼が各委員に郵送された。

(会長説明)

- ・事務局と今後の進め方を相談し全員に意見を聞くことにした。
- ・次回の会議でさらに意見を聞いて、以降は分科会形式で進めたい。
- ・4分科会と検討テーマも作成してある。
- ・分科会の検討結果に基づいて事務局にて条文化する。(5月)

* 会長提案に対しての質問・意見が出され結論のでないまま時間により終了。

第3回止まり木会議実施

* 事務局との打ち合わせ

(第5回会議)

- ・今後の進め方について3委員及び会長案が提出され論議するが結論が出ず、別途小委員会議を開催して検討することにした。
- ・事務局・市議会議員の会議への参加についても検討したが、検討委員でまとめることとした。
- ・次回会議で、福島提案「基本条例に当たってのこれからの課題・背景の考察」を議論することとし、それに対する意見用紙を事前に提出することにした。

5回目の検討会議にてようやく前進の兆しが見えてきた。

「目から鱗」のニセコ町による条例説明

2005年2月22日

北海道ニセコ町 片山参事による「ニセコ町のまちづくり基本条例の実践から」のテーマで講演いただき、その中で心に残った語録を紹介したい。

- ・ まちづくりには住民自治が必要であり、住民自治は情報公開につきると考えている。情報公開とは、行政の持っている情報を住民と共有することであり、行政の説明責任である。
- ・ 住民と行政とが論議するのが住民自治の基本である。
今までの行政は決定した結果のみ公開するため、欠点が見えてこない。すなわち、評価できない。
- ・ 行政ではできない理由から考えてしまう。何もやらないことが公務員の美德だと勘違いしている。
- ・ 役所の中で本音の議論ができなければ、まちづくりは出来ない。トップが言っているから、課長が言っているから、などと言いつける職員は駄目。そんな職員がいる自治体は駄目である。
- ・ 住民の皆さんの100人中100人が同じ意見であっても、そのまま実現するとは限らないということである。町長は違った判断をすることもある。すなわち政治家として政治責任を明確にすることである。経過や決定過程を明らかにすることが重要である。
- ・ 行政は要綱や方針を作るが、トップが代わればやめることができる。それでいいのか、という意見が住民から出てきた。
政策決定をどこで、どうやって決めるのか手順をつくっている町はない。少なくとも条例としているところはない。
今やっていることを制度として残し、将来にわたって権利を守るということと、ニセコ町はどんな町を目指しているのかを明確にする必要がある。国に憲法があるように、自治体にも憲法が必要。そんな思いから自治基本条例が必要ではないかと考えた。
- ・ 条例では、町民の責務について規定がある。これは「言動に責任を持って」

ということで、広報紙には匿名の意見には回答しないと掲載してある。職員は町内でピラを配るときも責任者や担当者名前を明記している。町民も一緒ではないか。名前を入れて意見を言ってほしい。町民の皆さんには責任を持って意見を言ってほしい。

- ・ 最近大都市から移住者が増えてきている。大変うれしいことではあるが、農家の近くに移住してきた人は「朝 5 時からトラクターが動いてうるさい、行政からやめるように言ってくれ」また、「町内会には入りません、広報はよこせ、取りに行くのはいやだ」と言う人もいる。「そんなわがままは許されるの」ということを、がちがち論議してコミュニティの規定を作った。
- ・ ニセコ町の条例はやさしい用語で書いてある。法律には、業界セオリーのような表現があるが、住民から大学の法学部を卒業しないと理解できない条例でいいのか、という意見があった。その結果、行政用語や引用条文は使わないと決め、一つの条文は 15～35 文字までとした。
これは住民のエネルギーがあったから出来たことで、役所や研究者だけでは出来なかった。
- ・ 「首長が恣意的な判断のできないまちづくり」についてであるが、日本は代表民主主義の名を借りた密室政治を行ってきた。
これからの町の様々なことを選択するのは住民である。住民の覚悟と責任で選択していかなければならない。そのためには、密室政治でなくすべて公開しなければならない、そんな制度を作っている。
- ・ 幼稚な条例などという批判も頭に浮かんだが、住民の総意なので議会で討議してもらい制定された。
- ・ ニセコでは様々なものをどんどん公開してやってきているので、職員の能力も上がってきている。徹底してやれば、政策評価も職員の評価もできると考えている、そうゆうやり方も基本条例で担保し、町を変えていきたいというのが我々の考えである。
- ・ 皆さんも、新太田市の特色を出した条例を作ったらいかかと思う。
条例を作って何が変わったかといえば、何も変わっていない。今までやってきたことを条例として制定しただけである。

以上

条例作成全体のフロー

条例作りの理解を深める	<ul style="list-style-type: none"> ・委員相互の理解（自己紹介・個別の考え方の交換） ・条例の理解を深める（他市の条例などを参考に） （条例作成に当たって委員個々に理解と知恵を醸成する時期である）
新太田市の背景・課題の考察	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルに世界・日本・群馬・東毛圏などの動向を考察し、新太田市の現状を考える ・この背景・課題が前提となって基本条例の骨格・内容の方向付けが決定されていく
条例の骨格形成	<p>条例の骨組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文（基本理念・基本的な考え方を述べる） ・総則（条例制定の目的や条例の位置付けを明確にする） ・基本原則（最も重要な基本原則を設定する） ・必要な項目を整理して形成する （最も重要な作業となる）
条例の個別内容の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の条例に対して内容の検討と肉付けを行う ・第 章・第 条・第 項とランク付けを行い整頓していく <p>* 必要に応じて少数のグループ別に作成し調整する必要があるかもしれない（作成時間の短縮のために） 但し各委員の能力特徴の把握が出来ていないためグループ別けやリーダーの選任に時間がかかるとかえって無駄が生じることもあるため慎重に</p>
全体のバランス調整・仕上げ	<p>条例全体を見直し、項目の欠落・表現の偏り・誤字脱字などを検討しバランスなどを調整し条例として仕上げていく</p> <p>* パソコンで文章として仕上げていく作業も必要となる</p>
完成・議会に上程	<p>議会に上程し、委員会の設定から条例完成までの過程を説明するとともに内容の要点を解説する</p>

以上の通り全体を考察すると、全 7 回（各 2 時間）既に 3 回終了の現状を考えると非常に危機感を覚える、委員個々に意見や内容をまとめて参加するか、会合時間・回数増加を検討する必要があると考えます。

基本条例作成までの全体のフロー

3月11日の会議に於ける結論を受けて全体の進め方のフローを作成した。

日程	項目	内容	進め方	その他
1月 ～ 3月	条例作成の理解を深める準備段階 検討会議の進め方などの基本を決定する	<ul style="list-style-type: none"> ・委員相互の理解を深める（自己紹介を含めて、委員個別の考え方の交換） ・条例そのものの理解を深める（他市の状況の説明を受ける・他市の条例文を委員がよく理解分析してレベル差を少なくする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人意見の自由な発言 ・フリーディスカッション ・個人ごとの資料に基づいた自由な説明発言 	
4月	新太田市の現状・背景・課題の考察	<p>視野を広く持つために・世界・日本・群馬・東毛圏などの過去～現状～未来を考察し、新太田市の現状を考える。</p> <p>この課題背景が前提となつて、どのような新太田市を構築していくのかの、基本条例の骨格内容の方向付けがなされている。</p>	<p>参考資料が提出されているので、それに基づいてディスカッションを行う。</p> <p>*現状理解と大まかな方向付けを行う</p>	二セコ・多摩・三鷹などの町と新太田市の置かれている状況が違うのでその点の理解も必要
5月 ～ 8月	条例の骨格形成	<p>条例の骨組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文（基本理念や基本的な考え方を述べる） ・総則（条例制定の目的や、条例の位置付けを明確にして、：使わない条例：骨抜き条例にならないように歯止めをかける） ・基本原則（最も重要な基本原則を設定する） ・その他の必要な項目を整理して形成する <p>*最も重要な作業となる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・前文・総則（委員それぞれが会議までに内容を検討してきた相互報告や意見交換を行う） ・基本原則（考え方や内容についてある程度（2～3回）意見交換の時間が必要となる ・その他の項目の整理（条文に明記すべき項目について各委員が検討してきた相互報告し、重要度に応じて 	他市の条文を参考にし、いいところ取りをしてもよい

9月 ～ 12月	条例の個別内容の 作成	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の条例に対して、内容の検討と肉付けを行う ・第 章・第 条・第 項とランク付けを行い調整していく(ある程度は骨格の形成の段階で想定できるものは実施しておく) ・必要に応じてグループ別に叩き台を作成し、その上で全体討議にかけることも効率的に進める意味からも必要となるかも *グループ別の討議に移行するかどうかは個別内容の作成の段階で再度検討すればよいと考える 	<p>毎回次回の会議までに事前検討を個別に実施して、会議のときはそれに基づき報告検討を行うことが必要となる。</p> <p>* 報告・検討・方向付け・結論とこの繰り返しで進行する必要がある。</p> <p>* 完成した条文を再度検討する必要もある</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大いに他市の条例を参考として活用していく、特に表現方法など ・完成の都度文章として事務局に仕上げていただくことも必要 ・専用のパソコンを持ち込みその場で修正できる体制も必要かもしれない
1月 ～ 3月	全体のバランス調整・仕上げ	<p>条例全体を見直し・項目の欠損・表現の偏り・誤字脱字などを検討しバランスなどを調整し条例として完成させていく。</p> <p>* 根本的に考え直さなくてはならない箇所も発見されることもあるので注意が必要</p>	<p>完成した条文を個別に精読し、疑問の部分や修正が必要な部分をピックアップして持ち寄り報告・検討する</p>	<p>専用のパソコンで、その場で修正していく</p>
4月 以降	完成・議会に上程	<p>議会に上程し、委員会の上程から条例完成までの経緯を説明するとともに、内容を解説する。</p>	<p>委員会の代表者が報告し、委員は傍聴する</p>	

条例検討委員として、上記フローを作成しつつ懸念される事項があります。それは、この条例が地方自治体の憲法として考えるならば、これに基づき執行する行政、条例を尊重して議論を行う議会のメンバーを、当初から参加させ議論に加わる必要があると考え提案いたします。

代表メンバーは職員・議員各々2名程度、参加のタイミングは4月又は5月の検討項目の節目より。

2005年3月12日
検討委員 福島

基本条例作成までの全体のフロー

完成までの日程計画について検討したので報告いたします。

日程	項目	内容	進め方
1月 ～ 3月	<p>条例作成の理解を深める準備段階</p> <p>検討会議の進め方などの基本を決定する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・委員相互の理解を深める（自己紹介を含めて、委員個別の考え方の交換） ・条例そのものの理解を深める（他市の状況の説明を受ける・他市の条例文を委員がよく理解分析してレベル差を少なくする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人意見の自由な発言 ・フリーディスカッション ・個人ごとの資料に基づいた自由な説明発言
(4月) 4日 25日	新太田市の現状・背景・課題の考察	<p>新太田市の現状を考える。この課題背景が前提となつて、どのような新太田市を構築していくのかの、基本条例の骨格内容の方向付けがなされている。</p>	<p>福島私案が提出されているので、それに基づいてディスカッションを行い、会長提案の3テーマについて検討を行う。</p> <p>*現状理解と大まかな方向付けを行う</p> <p>福島私案を精読し、委員独自に全体又は部分的に意見をまとめて会議に参加し、相互報告を実施。若干の意見交換を行うが、結論づけまでの議論はしない(相違点は明確にしておく)</p> <p>必要に応じて福島私案の心を説明していただく。</p>
(5月) 11日 25日 (6月) 8日	条例の骨格形成	<p>条例の骨組みの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前文(基本理念や基本的な考え方を述べる)具体的な内容については分科会の論議が煮詰まってから気論する。 ・条例に含まれるべき事項を目次的に抽出し整理する。 	<p>各委員骨組みの中身(項目)骨組みのあり方を検討作成して提出する(4月25日まで)</p> <p>全体討議で相互報告し、若干の意見交換を行う。</p> <p>5月11日(水) 骨組み構築小委員会にて骨格案の作成と分科会の数と区割り案を作成する。</p> <p>5月19日(木) (小委員会のメンバーは希望者にて構成する)</p> <p>全体討議で骨格案を決定する。 分科会メンバーを割り当てる。 5月25日(水)</p>

日程	項目	内容	進め方
作業 開始 6/8 作業 終了 8/24	条例の個別内容の 作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の条例に対して、内容の検討と肉付けを行う ・ 条例として完成させる 	<p>全体会議で骨格の項目を分割し、分科会に検討の場を移す。具体的内容については 5/25 までに骨組み構築小委員会にて決定する。</p>
(9月) 7日 21日	全体のバランス調 整・仕上げ	<p>条例全体を見直し・項目の欠損・表現の偏り・誤字脱字などを検討しバランスなどを調整し条例として完成させていく。</p> <p>* 根本的に考え直さなくてはならない箇所も発見されることもあるので注意が必要</p>	<p>事務局に御願ひして条例を完成させていただき、内容・構成等について確認チェックする。</p> <p>9月7日(水) 完成提出セレモニー</p> <p>9月21日(水)</p>

2005年3月29日

松本会長 あべ副会長 相沢 新藤 福島

基本条例検討に当たってのこれからの課題・背景の考察

まちづくり基本条例検討委員会議の第1回を終了し、これから纏め上げていくべき内容を検討するためには、新太田市のこれからの課題・背景等の考察が不可欠と考え、私なりの意見をまとめてみたので、ひとつの参考にとらえていただきたい。

1、 人口の推移

(1) 日本の人口推移予測

- ・ 1900年の人口・・・4000万人
- ・ 2000年の人口・・・1億2000万人
- ・ 2100年の人口・・・6000万人（現在の出生率で推移した場合）
- * 2040年頃より急激な減少傾向となる（団塊の世代の自然淘汰が進むため）
- * 超高齢化もこれで緩和されるが、高齢化傾向は続く。

(2) 太田市の人口予測（日本の人口推移を参考にして）

- ・ 新太田市の人口・・・21～22万人
- ・ 日本の人口推移を当てはめた場合、2050年（17万人）2100年（11万人）
- ・ 30万都市を目指す場合には更なる周辺町村との合併が不可欠となる。
- ・ 30万都市の夢を追うのも結構だが、現実に目線を転じる必要があるでしょう。
- ・ 太田市の都市計画も人口減少カーブに基づき企画する必要がある。

(3) 避けられない外国人の流入

- ・ 現在でも南米・東南アジアより多くの外国人が流入してきているが、この傾向はさらに進むであろう。
- ・ 外国人労働力が貴重な戦力となっている製造業・建設業界。
- ・ 今後日本全体の問題として難民・移民の受け入れに取り組む必要が生じてくる。
- ・ そのような状況の中から、住民登録していない外国人の把握が大きな課題となる。

2、 産業構造

(1) 終焉を告げる大量生産・大量消費

- ・ 人口が減少していくのであるからして、量的な拡大は望むべきもない。
- ・ 輸出依存も発展国の技術向上と現地生産重視で厳しい展開。
- ・ 独自の技術・品質を持たない中小零細企業はさらに淘汰されるか低価格を余儀なくされる。

（参考）

- ・ 大泉の三洋電機もエアコン部門の中国生産等により最盛期の30%以下の従業員になっているし、尾島の三菱電機も最盛期の30%の従業員規模となっている。富士重工の自動車産業も国内需要は減少傾向、海外輸出に頼っているがこれも不安定であり過度な期待は禁物である。

(2) 品質重視の消費者要求

- ・ P L 法（製造物責任法）により大きく変わった消費者意識。
- ・ 食に対する品質意識も大きく変わろうとしている。

(3) 工業中心の都市を目指すのであれば、いかにして情報化産業を太田に誕生させるかが大きな課題。

- ・ 企業誘致は：絵にかいた餅：どこの企業も拡大路線は考えていない、したがって既存の企業を支援・育成することが急務。

(4) 環境保護の重要度がさらに向上する

- ・ 製造業は、製品を製造するばかりでなくその製品が廃棄処理されるまでの責任を求められる。
- ・ 環境汚染に対する厳しい要求がなされ、この部分のコスト削減が企業の課題となる。

(5) 農業の効率化・付加価値の高い農業への脱却

- ・ 補助金・助成金政策で保護された日本の競争力の低下した農業は衰退する。
- ・ コストで勝負するならば企業の原理を取り入れた効率重視の農業経営が必要。
- ・ 品質で勝負できる、スイカ・ねぎ・やまといもなどの特産品（輸出への展望も視野）

3、 高齢化・少子化

(1) 超高齢化はやがて収束する。

- ・ 団塊の世代が通過する一過性の課題である。
- ・ その後は高齢化傾向であるが、就業年齢の引き上げにより大きな問題となりにくい。

(2) 少子化傾向は継続する。

- ・ 少子化の原因の大きな要因は女性の自立化が進み配偶者になることの必要性を感じていない。
- ・ 独身者が増加傾向にあることと、離婚率の向上がさらに少子化を進めている。
- ・ 子供に高学歴を望むため、経済的に多くの子供を育てられない。

(3) 全体的な傾向は高齢化であることに変わりはない。

- ・ 人口減少が止まらない限り高齢化傾向は継続される。

(4) 増加する高齢者世帯・一人暮らしのお年寄り

- ・ 核家族化が進行し、どちらかのパートナーがいなくなった後は一人暮らしが避けられない。

(5) 重要度が増す在宅支援・介護

- ・ 当然のことながら介護支援が必要となり、地域の連携が要求される。

4、 市民の求める生活環境

(1) 安全・安心の担保

- ・生活の安全・食の安全・環境の安全
- ・安心して子供を送り出せる環境・安心して暮らせる環境

(2) 治安の確保と犯罪防止

- ・事件が起きないと動かない警察から、事件を起こさない警察活動が必要。
- ・犯罪者の人権より、被害者擁護。
- ・再発を繰り返す・薬物中毒者・性犯罪者・粗暴犯等の再発防止対策。

(3) 青少年の育成と家庭環境・育成の改善（父母の役割と資質向上）

- ・腰の引けてる教職員（サラリーマン根性に成り下がった先生たちの増加）
何かというと我が子を柵に上げて学校に異を唱える保護者の増加。
それに何も反論できない、事なかれ主義の教育委員会。
- ・どのような青少年を育て自立させていくのかのポリシーを共有化することが重要。

(4) やっている振りをしているだけの青健推・青少推などの青少年育成団体活動

- ・行事の動員をかけるのが主な目的と思える団体活動。
- ・日中仕事を持っている方々では出来ない行事計画となっている。
- ・一度リセットして本当に必要かどうか考え直す必要がある。

(5) これで良いのか：南口歓楽街（野放し状態のセックス産業）

- ・類は類を呼ぶ！のたとえの通り、諸悪の溜まり場となっている現状をどう感じるか。
- ・半分以上は通常の飲食店であるが・・・（これもセックス産業のおこぼれ頂戴かも？）
- ・毅然としない行政の縮図がここにあるように思える。

5、 財政改革と行政組織のあり方

(1) 増加しない税金・増加する市債

- ・所得が増加しないのだから、増えない地方税。
- ・これからどうなる 1,200 億を超える新太田市の借金。
- ・三身一体改革もなかなか崩せない中央集権。
- ・公共事業が減少すれば淘汰される建設業。
- ・求められるプライマリーバランス。

(2) 変化・多様化する市民要求・要望

- ・個人重視の世代が増加し行政に対する要望や意見も多様化してくる。
- ・これに対しては全て応えていくことは難しい。

- (3) 小さな行政と受益者負担の原則が求められる
- ・全てが税金でまかなわれ利用者負担は最小限か？
 - ・最小限の税金負担で利用者の負担を求めるのか？
 - ・効率の良い行政を求めるならば、避けて通れない受益者負担。
 - ・集めた税金をいかに消化するかの行政から、問われるコスト意識。
 - ・やがて来る民営化の動き。(水道事業・廃棄物リサイクル事業も民営化の対象となる)
 - ・自主独立採算を求められる行政センター。
 - ・整理縮小が必要な行政組織。
- (4) 重要度の増す町内会組織(自治会組織)
- ・向こう3軒両隣の強い絆(遠くの親戚より近くの他人)
 - ・名目だけの区長・区長代理でなく実質的に信頼される自治会の長が求められる。
 - ・地域の問題は地域で解決の原則が必要になる。
 - ・大きなネックはアパート・マンションなどの住人たちの町内会に対する無関心の改善。
- (5) 市民人口に比例した議員定数・市の職員数の基準が必要。
- ・限られた資金を有効的に活用するとしたならば、設けてはならない聖域。
 - ・行政組織の第3者機関による再構築・統廃合。
- (6) 市民の目線に立っての行政活動をいかに推進できるかが、行政で働く職員の今後の課題。

6、 市民の行政参画のあり方

- (1) 既存組織(町内会・ボランティア組織・各種団体・その他)からの意見収集。
- (2) 個人意見の収集(ネット・FAX・アンケート等)
- (3) 必要な行政参加の意欲向上対策
- ・何もしたくないがサービスは受けたい。(不言不実行)
 - ・意見も言うが参加参画する市民の増加策。(有言実行)

7、 その他

以上の背景・課題を踏まえて、新しい太田市の：まちづくり基本条例：の考え方を検討構築したいと考えております。

委員皆様のご意見を賜りたくよろしく御願いたします。

2005年1月30日
検討会委員 福島賢之

委員名：福島賢之：

基本条例の骨格形成

1、前文

まち造りの基本的な考え方や基本理念を述べる

2、総則

(1) 条例設定の目的

(2) 条例の位置付け

(3) 条例の体系化（その他の規則・規定・条例との体系的なつながりを示す）

3、基本原則

(1) 市民主権の原則を定める

(2) 市民・公務員・市長・議員の権利・義務・責任を明確に定める

(3) 財政のあり方を具体的に定める（プライマリーバランスの維持・長期的な展望に立っての不足の事態に備えた留保の明確化・人口に比例しての職員・議員の上限枠の設定など）

4、住民参画の市政運営

(1) 情報開示・公開

(2) 市政計画段階の住民参加

(3) 住民投票制度の設定

(4) 市民の市政参加・参画の義務化

(5) 個人情報の保護

5、安全安心の街づくり

(1) 違法な歓楽街の排除

(2) 住民未登録の居住者の把握と準市民としての権利・義務・責任の明確化

(3) 外国人居住者の把握と準市民としての権利・義務・責任の明確化

(4) 事件予防の徹底した活動の展開

6、地域コミュニティ（地域自治活動）

(1) 活動の目的の明確化

(2) 組織の明確化

(3) 活動と行政との関係の明確化

(4) 会則・会費の基本策定と啓蒙

(5) 自治活動への参加の義務付け

- 7、青少年の育成と支援
 - (1) 子育て支援
 - (2) 父母に対する教育と支援
 - (3) スポーツ少年団への協力支援

- 8、高齢者支援
 - (1) 地域との連携
 - (2) 一人暮らしの出来る街づくり
 - (3) 子供たちとの交流

- 9、交流と連携
 - (1) 近隣市町村との交流・連携
 - (2) 広域交流・連携
 - (3) 国際交流・連携

- 10、条例の見直しと検討
 - (1) 定期的な見直し検討
 - (2) 検討策定の手続き

以上の福島私案をたたき台にして骨組構築小委員会にて検討し以下の骨格が完成した。

- 1、前文 (前文は章立てしない)
- 2、目的 (目的は総則に含める)
- 3、総則
- 4、まちづくりの基本原則 (基本原則の検討の中で：財政：を章立て
- 5、情報の共有 することにした)
- 6、参画と協働の市政運営 *分科会論議のなかで以上の変更がなされた。
- 7、評価
- 8、住民投票制度
- 9、地域コミュニティ(地方自治活動)
- 10、行政及び議会の役割と責務
- 11、安全で安心して暮らせるまちづくり
- 12、やさしさと思いやりのあるまちづくり
- 13、環境と共生する豊かなまちづくり
- 14、連携と交流
- 15、条例の見直し検討

第1分科会担当
2～8項

第2分科会担当
9～15項

前文は最後に全体会議にて検討
することとした。

以上と決定し、各分科会リーダー
サブリーダーを選出した。

効果的だった分科会方式の検討と進め方

第 2 分科会検討会議メモ（第 1 回）

- 1、開催日時 2005 年 6 月 9 日（木） 18：30～21：00
- 2、場 所 太田市役所 5 階 5A 会議室
- 3、出席者 ・福島 ・飯塚 ・船津 ・石倉 ・相原 ・新藤 ・あべ
 ・松本 ・大川 ・糸井 ・清水
 （欠席者）・木村・茂木・宮下

4、内 容

（1）会議の進め方

- ・事前配送した第 2 分科会の進め方について説明した・・・飯塚

（進め方）

第 1 回・・・分科会の進め方の検討

- ・1 回の分科会で、1 項目を検討策定する。
- ・会議時間は（午後 6 時 30 分～8 時 30 分）とするが、原則 1 項目終了まで時間延長も考慮する。
- ・たたき台は、リーダー・サブリーダーにて作成提出する。
 - *メンバーは会議 3 日前までにリーダーあてたたき台に入れたい意見を提出する
- ・詳細文言の修正と他の条例との調整は事務局に依頼するが、事務局は原則次の会合までに策定し分科会冒頭にて確認検討する。
- ・その他必要事項を検討する。

（会議のまとめ）

- ・司会進行は（飯塚）
- ・パソコンでのメモ作成は（福島）・・・メモは会議終了後プリントアウトしてメンバーに配布する。

（意見要望）

- ・会議時間は出来るだけ尊重していただきたい。
- ・たたき台を作成する場合はそれまでの意見を尊重して作成してほしい。
- ・これまでに全体会議で論議されたのはごくわずかであったと考える、したがって分科会で内容の検討をつめていくことにしたい。

（2）テーマの検討

- ・リーダー・サブリーダーで事前検討した叩き台について説明した・・・福島
- ・地域自治活動は現在の町内会の活動をイメージして叩き台を作成した。

（叩き台についての意見）

- ・たたき台は非常に狭い範囲の定義で町内会活動に特化してある。

- ・コミュニティの定義について論議したらどうか、理解・考え方がまちまちではないかと考えます。
- ・自主性・自立性・多様性があるので狭い範囲に絞ってしまうことはない。
- ・行政としての関係は側面から支援する立場であろうと考える。
- ・(地域自治活動)は削除してほしいと考えます。
- ・現在の生活環境を考えるとイメージとして浮かんでくるのは町内会活動であった。
- ・地域の中で自分たちは周囲の人々との関係により安全がまもられている感じがする。
- ・たたき台は非常に狭くて息苦しい感じがした。
- ・課題背景の中で重要度の増す町内会活動との関係から提案した。
- ・広い意味のコミュニティでまとめることはいいと思うが、町内活動もいれて全体をまとめて行きたい。
- ・多くの団体も参加させるべきと考えた場合は広い意味で考えたい。
- ・たたき台は原則的にこれまでの意見等に基づき作成するべき。

*** 結論**

広い意味の討議をしてその中で町内活動を盛り込み検討する。

- ・新藤委員のペーパーの提案をたたき台の中心にして検討する。
- ・文章全体の構成については全体会議で討議する。

* 次回の分科会の冒頭に今回の内容についても再度検討をする。

(3) その他

(次回の項目についての小見出しの検討)

第10章 行政及び議会の役割と責務

- ・行政の役割と責務
- ・議会の役割と責務

* 委員の提案を出来るだけ尊重した、叩き台を作成しそれに基づき論議することとする。

以上

パソコンとプロジェクターによる検討

事前検討の叩き台（リーダー・サブリーダー）

第9章 地域コミュニティ（地域自治活動）
00条 活動の目的
地域で生活する人々の相互の信頼と親睦を深め、お互いに助け合うとともに、心豊かな生活を送ることが出来るように、行政と地域住民との情報の流れを円滑にし、安全で暮らしやすく子供や高齢者にやさしい明るい地域をつくり、これを継続的に育てていく。
00条 組織及び行政との関係
各行政区毎に組織を明確にして、行政を含めた有機的なつながりが誰にでもわかるようにしておく。
00条 会則・会費規定・集会所（町内会館）規定
地域活動や各種団体活動の負担金及び集会所（町内会館）の維持管理に必要な資金を公平に負担しあう会則・規定を明確に定めて情報の共有化を図る。
00条 活動への参加の推進と啓蒙
市民全員が地域活動の重要性を理解できるように、行政と地域で協力しそこで暮らす全員に対して啓蒙を図るとともに、参加を推進する。

* 各委員の提案

第2分科会の結論

（市民の役割） 市民は、暮らしやすく心豊かな生活を送ることを目的として、自由な意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織、集団（以下コミュニティという）を、自治の担い手であると認識し、守り育てるよう努めます。
（市の執行機関・市議会の役割） 執行機関・市議会は、コミュニティ活動の自主性および自立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援をおこないます。
（住民自治組織） 市及び市民は、住民相互の信頼と親睦を深める、地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し支援するように努めます。

* 行政よりの条例案の検証及び全体会議での論議の結果、（住民自治組織）を別の条文として取扱い、現在の条例となった。

ま と め

条例作成段階で論点となった条例項目

1、財政

経済学者フリードマン

「人間は、自分のお金を自分のために使うとき、人は真剣になるが、他人のお金を他人のために使うとき、人はそれほど真剣にならない」と述べている。

* 具体的な歯止めをかけると行政は停滞してしまい、抽象的な条例にすると行政は自分たちの都合のよい判断で業務を遂行してしまう。

2、地域コミュニティ（地域自治活動）

戦前・戦中の「向う3軒両隣」の官による統制を問題視する意見と、現在町内会（地域コミュニティ）の実情でかみ合わない部分が生じた。

3、人権問題

同和問題での強力な意見があったが、あえて問題にする方が今後に禍根を残すということでした。

基本条例の検討委員を応募し、さらに香川県高松市のフォーラムに参加させていただく機会を得たことにより、自分の人生の大きな節目となりました、今後はさらに地域社会のため、家族のために自らの時間を有効に活用したいと考えております。

本日はありがとうございました。

2008年2月22日

福島賢之

太田市の憲法ができました！！

太田市まちづくり基本条例

太田市まちづくり基本条例前文

太田市は、歴史に名を残す先人はもとより、そこに住む人びとの活力と英知によって育はぐまれてきました。各地に人権意識の高い先達が存在したこともわたしたちの誇りです。

わたしたちは、太田市の歴史と文化を財産として引き継ぐとともに、多くの国の文化と共生する地域の特性を生かしながら、人と自然環境と産業が調和した、だれもが暮らしやすいまち、誇りのもてるまちをつくることをめざします。

子どもからお年よりまで一人ひとりがまちづくりの主役であり、担い手です。わたしたちは、自らの責任を自覚し、参画と協働のまちづくりをすすめるために、この条例を制定します。



太田市まちづくり基本条例は、平成17年12月市議会で可決され、平成18年4月1日より施行されます。

担当課：太田市企画部企画課

TEL：0276-47-1809

FAX：0276-47-1885

E-mail:005200@mx.city.ota.gunma.jp

まちづくり基本条例とは？

まちづくり基本条例とは、誰もが住みたい、住んで良かったと思えるような、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、基本となるルールを定めたものです。まちづくりの基本原則や行政運営のルール、市民参加のあり方や協働の仕組みなどで構成されています。平成12年の地方分権改革以降、全国の自治体で制定に向けた取り組みが広がっています。



なぜ今、まちづくり基本条例を制定するの？

地方分権の推進により、国と地方は対等の関係であるとされました。つまり、地方自治体は、自己決定と自己責任に基づくまちづくりを行わなければなりません。さらに、少子高齢化や国際化、情報化の進展や時代潮流を背景に、市民生活や行政を取り巻く環境は大きく変化するとともに、地震の頻発やアスベスト被害により、市民の防災、環境に対する意識は高まっています。

このように、高度・多様化した市民ニーズに応えていくためには、市民と市議会、行政が情報を共有し、それぞれが役割を担い、共に考え、協力し合いながら解決していくことが必要になっています。そのために、市民・市議会・行政の役割やまちづくりの仕組みなどを明らかにし、条例で分かりやすく定めておく必要があります。

条例はどうやってつくられたの？

平成17年1月に、学識経験者1名、一般公募委員25名で構成された「新市のまちづくり基本条例検討会」が発足しました。委員の皆様には熱心に条例案づくりに取り組んでいただき、約10ヶ月間で34回の会議が行われ、10月12日にまちづくり基本条例検討会素案(答申書)が提出されました。

検討会の皆さんには大変お世話になりました。その後、これをもとに改めて行政内部で検討を行い、12月議会にて審議いただき、「まちづくり基本条例」が出来上がりました。



条例ができるとどうなるの？

まちづくりのルール(規範)である市民・市議会・行政の役割、市政運営の原則などを条例として明らかにすることにより、市民はより主体的に考えて行動することができるようになると考えられます。

したがって、市民による自治が構築されるとともに、市民の皆さんが市政に参画するための仕組みが整備され、市民の皆さんの意向を適切に反映した開かれた市政運営が推進されます。



太田市まちづくり基本条例

総則について

第1条 目的

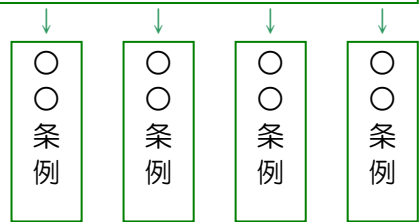
この条例は、太田市の将来に夢と希望のもてるまちづくりに関する基本的な事項を定めるとともに、市民の権利と責任を明らかにし、市民、市議会および行政が協働することにより安心して生活できる環境と豊かでやさしいまちづくりの実現を図ることを目的とします。

第2条 条例の最高規範性

- 1 この条例は、太田市におけるすべての条例、規則等の上位規範であり、他の条例、規則等の制定、改廃ならびに法令、条例、規則等の解釈および運用にあたっては、この条例に定める事項を尊重し、この条例との整合性を図ります。
- 2 市の執行機関は、この条例を体系の中心に位置付け、この条例と他の条例、規則等とのつながりを明確にします。

最高規範のイメージ

太田市まちづくり基本条例



第3条 (1)市民とは？

市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいいます。

参画



協働

第3条 (2)市の執行機関とは？

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業管理者および消防長をいいます。

第3条 (3)「参画」とは？

市民がまちづくりに主体的に参加し、行動することをいいます。



第3条 (4)「協働」とは？

市民、市議会および市の執行機関が、それぞれの役割および責任のもとで、まちづくりのために、ともに考え協力し、行動することをいいます。

第4条 基本原則

わたしたちの自治は、市民の意思に基づき、次に掲げる基本原則によって推進されなければなりません。

- (1)市民は、住民自治のまちづくりを行うために、自ら考え行動し、責任を持ち、平等に参加することが保障されなければなりません。
- (2)市の執行機関および市議会は、市政に関する情報を公開し、市民と情報を共有します。
- (3)市民、市議会および市の執行機関は、夢と希望の持てるまちづくりにむけて協働します。
- (4)市の執行機関および市議会は、まちづくりを進めるにあたり、次の世代に大きな負担を残さないよう健全な財政運営を行います。
- (5)市民一人ひとりの人権が保障され、何人も差別されることなく、その個性および能力が十分に発揮されるまちづくりを行います。
- (6)市および市民は、男女共同参画社会の実現に向けたまちづくりに総合的に取り組みます。

基本原則について

市民について



第5条 情報への権利

市民は、市の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有します。

第9条 参画と協働

- 1 市民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有します。
- 2 市民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。
- 3 市民は、参画と協働によるまちづくりに向けて、両性の本質的平等を基本とし、男女が共同して取り組みます。

第10条 参画への保障

- 1 市民は、まちづくりに関する重要な施策の計画、実施および評価の各段階に参画することができます。

第20条 評価の実施

- 3 市民は、市の執行機関が行っている政策、事業および業務に対し評価することができます。

第22条 コミュニティの役割

- 1 市民は、暮らしやすく心豊かな生活を送ることを目的として、自由意思に基づいて結ばれた多様なつながり、組織および集団（以下「コミュニティ」といいます。）を、自治の担い手であることを認識し、守り育てるよう努めます。

第27条 安全安心の環境整備と防犯活動

- 2 市民は、相互に協力して安全で安心して暮らせるまちづくり活動を推進するように努めます。

第28条 危機管理

- 2 市民は、災害等に備え自ら考え、緊急時には地域で相互に助け合います。

第29条 子育てと子どもにやさしいまちづくり

- 2 市民は、地域で一体となり、未来を担う子どもたちを育てます。

第30条 青少年に対する環境整備と育成

- 2 市民は、青少年に対する環境整備と育成の施策に協力するとともに、青少年が積極的に社会活動に参加できるように努めます。

第32条 環境と共生するまちづくり

- 2 市民は、日常生活や社会活動などで自然環境に配慮した暮らしを心がけます。

第13条 財政状況の公表

市長は、市の財政（負債状況を含みます。）に関する資料を作成して公表することにより、市の財政状況を的確かつわかりやすく市民に伝えなければなりません。

第15条 予算の編成と執行

市長は、予算の編成および執行にあたっては、総合計画を踏まえて行わなければならない。

第16条 予算の説明責任

市長は、予算の編成にあたって、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、市民が予算を具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

第17条 決算内容の説明責任

市長は、決算にかかわる市の主要な仕事の成果を説明する書類その他決算に関する書類の内容について、市民が具体的に把握できるようわかりやすく説明しなければなりません。

市長について



第18条 財産の管理

市長は、市の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理および効果的な運用を図らなければなりません。

第19条 財政改革のための委員会

市長は、次の世代に大きな負担を残さないために、市民または市議会の要望を受けて、市民（学識経験者を含みます。）、市議会および行政の各分野からなる、財政改革のための委員会を設置することができます。

第21条 住民投票

- 1 市長は、市政にかかわる重要事項について、広く市民の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を実施することができます。
- 2 市長は、より多くの市民が発議できる住民投票の制度を定めます。
- 3 市長は、住民投票で得た結果を尊重しなければなりません。
- 4 市長は、住民投票を行う場合はその事案ごとに、投票権者、投票結果の取扱い等を規定した条例を別に定めます。

第24条 市長の役割と責務

市長は、市政の代表者として、公正かつ誠実に職務にあたり、市民の信託に^{こた}え、この条例に基づいてまちづくりを進めます。

第7条 情報の収集および管理

市は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるように統一された基準により整理し、保存しなければなりません。

第8条 個人情報の保護

市は、個人の権利および利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について、必要な措置を講じなければなりません。

第10条 参画への保障

2 市の執行機関は、市民の意見がまちづくりに反映され、参画する機会が保障されるよう、市民の意見を踏まえ多様な参画制度を整備しなければなりません。

第11条 協働

市の執行機関は、市民のまちづくりにおける役割を重視し、市民および市議会との協働によるまちづくりを行います。

第12条 意見公募

- 1 市は、重要な条例、計画等の策定にあたり、事前に案を公表し、広く市民の意見および提案を求めるとともに、提出された市民の意見に対する市長等の考え方を公表しなければなりません。
- 2 市は、前項のほか、特定の地域を対象とするもの、生活に密着した施策の策定についても意見公募を行うよう努めます。
- 3 市の執行機関は、市民から提示された意見および提案等を適切に施策に反映させ、結果を定期的に公表します。

第14条 財政に係る中長期計画の策定

- 1 市は、総合計画の策定にあたり、中長期的な歳入予測および歳出計画を立て、次の世代に大きな負担を残さない財政健全化の方針を維持しなければなりません。
- 2 総合計画の立案および見直しは、参画と協働の市政運営で定められた市民の参画の下で行われなければなりません。
- 3 総合計画の見直しは、適切な時期に最も適切な方法で実施します。

第20条 評価の実施

- 1 市の執行機関は、主要な事業について事前および事後に評価し、その結果を公表します。
- 2 前項の評価の方法は、評価基準を定めるなど常に最もふさわしい方法で行うよう改善していきます。
- 4 市の執行機関は、前項の評価を政策に反映するように努めます。

第25条 行政の役割と責務

- 1 市の執行機関は、その権限と責任において公正かつ誠実に職務の執行にあたります。
- 2 市の執行機関の職員は、まちづくりの専門家として、誠実、公正かつ能率的に職務の遂行に努めるとともに、全体の奉仕者としてこれに必要な知識、技能等の向上に努めます。

第27条 安全安心の環境整備と防犯活動

- 1 市は、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりのために、県および市民と連携し、犯罪の温床となるような地域を作らないよう環境整備を行い、また、市民の要望に応じて防犯活動の推進に積極的に努めます。

第28条 危機管理

- 1 市は、災害等に際して市民の身体、生命および財産の安全性の向上に努めるとともに、市民、事業者、関係機関との協力、連携および相互支援によって、総合的かつ機動的な危機管理の体制の確立に努めます。

第29条 子育てと子どもにやさしいまちづくり

- 1 市は、子育てに社会が共同で参画し、安心して出産や子育てができる環境整備を進め、すべての子どもたちが、良い環境のもとで、健やかに成長できるように努めます。

第30条 青少年に対する環境整備と育成

- 1 市は、青少年をとりまく環境の整備に努め、支援団体等の活動に対し支援します。

第31条 高齢者、障がい者が暮らしやすいまちづくり

- 1 市は、高齢者や障がい者が生きがいをもち、安らかに暮らせる地域社会をめざします。
- 2 市は、ボランティアをはじめとする地域福祉を支える市民の取り組みを積極的に支援します。

第32条 環境と共生するまちづくり

- 1 市は、大切な環境を将来に向かって保全し、次の世代に引き継ぐために市民、企業等と協働して必要な施策を講じます。

第33条 活力ある豊かなまちづくり

- 1 市は、市民の協力を得て、市民生活の基盤である地域企業、地場産業や地域に根ざす利便性の高い商業の発展を含め産業振興に必要な施策を講じます。
- 2 市は、市民の協力を得て、地域農業振興のため地産地消（地元でとれた生産物を地元で消費することをいいます。）の奨励を含め必要な施策を講じます。

第34条 近隣市町村との連携と交流

- 市は、広域的な課題の解決を図るため、積極的に近隣市町村と連携し、情報共有と交流を進めるとともに、市民サービスの向上を図り、地域全体の発展に努めます。

第35条 国および県との連携

市は、国および県との共通する課題の解決を図るため、これらと対等な関係のもとで相互に協力して連携に努めます。

第36条 国際交流と連携

市は、海外の自治体、研究機関、市民活動団体等との連携および交流を推進するとともに、市民による公共的な国際活動などを支援します。

第37条 条例の見直しと検討

1 市は、社会経済情勢などの変化があった場合は、市民の意見を踏まえ、条例を見直し、速やかに必要な措置を講じます。

2 市は、この条例施行後4年を超えない期間ごとに、市民主体の検討組織を設け、この条例が太田市にふさわしいものであり続けているかどうかを含め、この条例の諸制度について検討し、速やかに必要な措置を講じます。

市議会について

第26条 議会の役割と責務

- 1 市議会は、市の議決機関として、また、市政運営を監視することを通じて、公平および公正で透明性の高い市政が実現されるよう努めます。
- 2 市議会議員は、政策の提案および立法に関する活動に努めるとともに、市民の信頼に^{こた}え、全市民のために誠実に職務を行います。



市の執行機関、市議会、市民について



第6条 説明責任

市の執行機関および市議会は、市の仕事の企画立案、実施および評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続を市民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を有します。

第22条 コミュニティの役割

2 市の執行機関および市議会は、コミュニティ活動の自主性および自立性を尊重しながら政策形成をするとともに活動支援を行います。

第23条 住民自治組織

市および市民は、住民相互の信頼と親睦^{しんぼく}を深める地域に根ざした住民自治組織の自主的な諸活動を尊重し支援するよう努めます。

附 則

平成17年3月28日、太田市、尾島町、新田町および藪塚本町が新しい太田市として一つの自治体になったことを契機として制定されたこの条例は、平成18年4月1日から施行します。